

経営戦略会議付議事項書

提出年月日：令和2年1月15日

付議事項提出部局	上下水道部 下水道建設課	
該当する審議事項	(3) 重要な施策及び事業計画に関する事項	
件名	流域関連伊勢市公共下水道全体計画の見直しについて	
付議事項の概要	<p>○本市の下水道未整備地区における汚水処理施設については、平成28年度から令和7年度までの10か年の「第2期伊勢市生活排水対策推進計画」を策定し、整備を進めている。本計画は概ね5年ごとに内容点検を行うこととなっており、令和2年度が対象年度であることから、流域関連伊勢市公共下水道全体計画の見直しを行いたい。</p> <p style="text-align: center;"> { 現在の下水道全体計画区域・・・3,509ha (①) 今回見直したことにより変更する区域・・・283ha (②) (下水道から合併処理浄化槽へと変更) 見直し後の全体計画区域・・・3,226ha (①-②) </p>	
審議の論点	<ul style="list-style-type: none"> ・流域関連伊勢市公共下水道全体計画見直し(案)のとおりで良いか 	
参考事項	<p>(過去の実績、提出部局での審議経過・意見等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度 伊勢市流域関連公共下水道全体計画(第1回)の見直し(△550ha) ・平成27年度 伊勢市流域関連公共下水道全体計画(第2回)の見直し(△49ha) ・平成28年度 下水道事業経営戦略(平成29～令和8年度)を作成 ・令和元年度 第5期事業計画を作成し、現在認可取得手続中 	
関係資料の有無(○をする)	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無	

経営戦略会議付議事項書

提出年月日：令和2年1月22日

付議事項提出部局	総務部職員課
該当する審議事項	経営戦略会議規程第2条第4号
件名	機構改革（案）について
付議事項の概要	<p>○機構改革案の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設マネジメントの推進を図るため、『資産経営部』を新設 ・ ICTの活用を更に推進させるため、情報政策課に総務課の電算管理係と電算システム係を移管 ・ ひとり親への支援などを強化するため、『子育て応援課』を新設するとともに、就学前の教育・保育全般を担う『保育課』を新設
審議の論点	○別紙「令和2年4月機構改革（案）」のとおり機構を見直すこととしてよいか。
参考事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 別紙機構改革（案）は、関係部署において調整をいただいたもの ・ 今後の予定 <ul style="list-style-type: none"> 3月議会前 総務政策委員協議会（2/13）への協議 3月議会 行政組織条例の一部改正案を提出
関係資料の有無（○をする）	① ・ 無

経営戦略会議付議事項書

提出年月日：令和2年1月22日

付議事項提出部局	総務部総務課
該当する審議事項	(5) 前各号に掲げるもののほか、市政運営上市長が必要と認める事項（債権管理）
件名	地方公共団体の長等の地方公共団体に対する損害賠償責任の一部免責について
付議事項の概要	<p>○ 地方公共団体の長等の損害賠償責任の見直し 地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）による地方自治法の改正において、 条例において、長や職員等の地方公共団体に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、賠償責任額を限定してそれ以上の額を免責する旨を定めることを可能とするとされた。</p> <p>○ 上記の地方自治法の改正を受けて、伊勢市としてどのように対応すべきか（免責条例を制定するか否か）。</p>
審議の論点	<p>○ 免責条例を制定するか否か。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の法改正は、第31次地方制度調査会の答申及びこれを受けて行われた住民訴訟制度の見直しに関する懇談会（総務省）での検討結果を踏まえて行われた。 ・ 上記の法改正は、長や職員が、軽過失しかない場合でも、個人として多額で過酷な損害賠償責任を負うことによる萎縮効果や円滑な行政運営への弊害を防止することを目的としている。 ・ また、条例によることとしたのは、 <ol style="list-style-type: none"> ① 長等の萎縮効果の低減などを目的とする以上、責任が免責される場合の要件と範囲をあらかじめ明確にして長等の予測可能性を担保する必要があること、 ② 損害賠償責任の限定は、地方公共団体の有する債権の処分に関するものであり、本来的に地方公共団体の権限として自由裁量でなし得るものである以上、条例に委ねるのが相当と考えられること、 ③ 地方公共団体の給与の支給状況や事業活動の規模等の相違を踏

	<p>まえると、地方公共団体の自主的な判断を尊重するのが相当であること からであるとされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 免責条例は、地方自治法第96条第1項第10号「法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること」の「特別の定め」に当たるものである。 <p>○ 免責条例を制定する場合は、参酌基準のとおりとするか否か。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例で定める場合の免責に関する参酌基準及び責任の下限額は、国が設定することとされ、具体的には、「長等の職責その他の事情を考慮して」政令で定められる。 ・ 政令の参酌基準は、会社法や独立行政法人通則法等の役員等が職務を行うにつき軽過失の場合に損害賠償責任を限定することを可能とする立法例を参考としている。 ・ 本市において、参酌基準と異なる内容を条例で設定すべき特別の事情が認められるか否か。 <p>※参酌基準…十分参照しなければならない基準 十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容</p>
参考事項	<p>(過去の実績、提出部局での審議経過・意見等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成24年の最高裁判決の法廷意見
関係資料の有無 (○をする)	有